

令和7年度（2025年度）地域の絆強化事業
「選抜NPO法人強化育成事業」業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、明確なビジョンを持ち意欲的に活動するNPO法人（特定非営利活動法人）に対して、本県（委託事業者）がきめ細かい伴走型の支援を行うことにより、その組織基盤を安定させ、最終的には「認定」取得に繋げていくなどのレベルアップを図り、地域社会の維持発展や地域課題の解決を促進することを目的とする。

2 委託期間

委託契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

3 委託業務の内容

特定非営利活動法人に対する経営・組織基盤強化支援

なお、本事業における支援とは、初歩的な支援ではなく、法人基盤の更なるレベルアップを目的とした支援を想定している。

（1）支援対象法人の選定

県と協議して、支援対象とするNPO法人を3団体程度選定することとし、その選定に向けて、NPO法人の運営に必要な経理や労務、資金獲得等の専門的なテーマでワークショップ形式のセミナー等を開催すること。

セミナー等の開催にあたっては、インターネット、チラシなど複数の媒体で積極的に広報し、より多くのNPO法人に参加してもらえるように努めること。

対象とする特定非営利活動法人

県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人のうち、以下の要件を満たしていること。

【法令遵守】

特定非営利活動促進法（事業報告書の提出等）を始めとする各種法令を遵守していること。

【活動期間】

特定非営利活動法人として概ね1年以上の活動期間を有すること。

【活動状況】

今後の「認定」取得を念頭におく等、明確なビジョンを持ち意欲的に活動を行なっていること。

（2）支援対象法人に対する伴走型支援

セミナー等を踏まえ、県と協議して決定したNPO法人（3団体程度）について、経営・組織マネジメント、資金、広報等の課題を、面接や現地調査により個々に抽出する。各法人の課題に対して、専門人材の派遣を含む解決策の提案、助言、指導を実施のうえ、達成度の確認等のきめ細かい支援を、PDCAサイクルの観点から繰り返し行うこと。

また、各法人の課題について、本事業を通して改善・解決が見込まれる目標を支援対象法人ごとに設定し、達成度を測ること。

目標設定例

資金調達方法の理解度 %以上
認定申請に係る不安改善率 %以上
会計に係る専門知識の習熟度 %以上 等

(3) 成果報告会の実施

伴走型支援の成果等に関する報告会を実施すること。

(4) 本事業に係る連絡調整

上記(2)、(3)について、支援対象法人との連絡調整は直接委託事業者が行うこと。

4 対象経費

委託事業の実施に必要な諸経費

なお、経費の内訳は、プロポーザル時に提出の「経費等内訳書」の積算根拠によること。

(例)人件費、謝金、旅費、使用料、会場借料、募集広告費、消耗品費、事務費等
備品の取得(原則として取得単価が10万円を超えるもの)は対象外とする。
原則として領収書等により要した費用を確認できるものを対象とする。
従来の経費を単に本事業に振り替えることや、事業内容との関連性が認められない経費、公的な資金の用途として不適切と認められる経費の計上は不可とする。

5 委託料の支払い

委託料の支払いは、精算払いとする。

6 業務の進捗状況等の報告

(1) スケジュールや進捗状況等は、随時県に書面等にて報告すること。

(2) 委託期間終了後、業務完了報告書(様式7)及び業務実績報告書(様式8)並びに県が必要と認める書類を提出すること。

7 特記事項

(1) 秘密の保持等

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、県の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、契約の履行に当たって、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

- (3) 権利義務の譲渡等
受託者は、県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。
- (4) 再委託の禁止
受託者は、県の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 損害のために必要を生じた経費の負担
業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- (6) 本委託業務の経理の別について
この業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しておかなければならない。

8 その他留意事項等

- (1) 受託者は、事業の実施にあたっては県と必要な協議及び打合せを十分行い、その助言及び指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 県は、必要と認めるときは、受託者に対して事業の進捗状況等に関する報告を求めることができるものとする。この場合において、受託者は、県の指示に従い誠実に対応するものとする。
- (3) 県は、必要と認めるときは、業務の処理状況について、随時実地に調査することができるものとする。この場合において、受託者は、当該調査に協力するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、受託者と県が協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC(ブラインド・カーボン・コピー)によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第 10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第 12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第 13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第 14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1：「甲」は熊本県を、「乙」は受託者を指す。